

## 2012年の重要立法を振り返る

## 1. 2012年を振り返って

2012年も例年と同じく、各分野にわたり多くの法令が公布又は施行されました。昨年は人民元の国際化の動きが大きく反映された年でしたが、今年(特に昨年末から今年にかけて)は第12次5か年計画を受けた産業や税務分野における新制度の施行が多くみられた年でした。本稿では、2012年に中国で公布又は施行された主な法令をピックアップし、2012年の立法を振り返りつつ来年以降の中国の社会・経済動向を探ってみたいと思います。

## 2. 外商投資関連規定

## (1) 新たな外商投資産業指導目録の施行

「外商投資産業指導目録(2011年改訂)」(国家発展改革委員会、商務部令第12号)

2011年12月24日に、2007年の改正以来約4年ぶり4度目の改正となる「外商投資産業指導目録(2011年改訂)」が公布され、2012年1月30日から施行されました。

今回の改正には、2011年から始まった第12次5か年計画に則った産業の対外開放の促進の観点から、全体としては奨励類の産業プロジェクトを増加させ、制限類・禁止類の産業プロジェクトを減少させる等の調整がなされました(たとえば、省エネ・環境保護産業、次世代情報技術産業、新エネルギー自動車産業、ベンチャーキャピタル等を奨励類に追加したほか、従来は制限類に属していた医療機関やファイナンスリース、フランチャイズ経営等を許可類に分類して、外資参入制限を緩和しています。)

## (2) 持分出資に係る新規定

「商務部による外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」(商務部令2012年第8号、2012年9月21日公布、10

月22日施行)

外国企業がその保有する中国国内の会社の持分をもってする外商投資企業への出資(持分による現物出資)に関する商務部初の手続規定として、「**商務部による外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定**」が2012年9月21日に公布され、同年10月22日に施行されました。

その背景ですが、2006年施行の改正会社法は、現物出資の対象を限定列挙する旧会社法の規定方式を改め、評価可能かつ譲渡可能な財産であれば原則として広く現物出資財産とすることができる旨を明記したことにより、評価可能かつ譲渡可能な財産である持分により現物出資することも理論上は可能と解されるようになりました。実際にも、工商行政管理総局、外国為替管理局からは持分の現物出資に係る手続規定が出されていましたが、1、これまで商務部からは手続規定が発表されないままとなっていました。そのため、投資性会社以外の一般の外商投資企業についても、持分による現物出資の実行が可能か否かが長らく不明確な状況にありました。

かかる状況を受けて制定された本規定は、外商投資企業においても持分による現物出資が可能であることを前提に、外国企業が①外商投資企業の新規設立、②既存の外商投資企業の増資、及び③既存の非外商投資企業の増資の場面に於いて、持分により現物出資する場合に適用され(同規定2条1項)、また、これらの場面における持分による現物出資の条件及び手続について詳細な規定を設けています。

現物出資に係る譲渡課税に関する取扱いが未だ不明確であるという問題は残るものの、本規定が新設され、新たな現金拠出を伴わない持分による現物出資という出資方法が実務的にも選択可能となったことにより、今後、中国現地法人の再編手法としての活用例が増加することが期待されます。

## 3. 民商事法

「**会社債権の株式化に関する登録管理弁法**」(国家工商行政管理総局令第57号、2011年11月23日公布、2012年1月1日施行)

債権者が、中国の有限責任公司又は株式有限公司に対す

## 本ニューズレターの執筆者



なかしま  
中島 あずさ  
パートナー  
弁護士



のむら たかし  
野村 高志  
カウンセラー  
弁護士



ろくかわ みさこ  
六川 美里  
アソシエイト  
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行のMizuho China Monthly(2012年12月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

債権を会社持分に転換し、会社の登録資本を増加させる行為(いわゆるデッド・エクイティ・スワップ。以下「DES」という。)については、かねてより企業再編の資金ニーズを解消する方法としてその導入の必要性が検討され、上海等一部の地域においては具体的な実施手続規定が出されていましたが、中央レベルでは、一般的に適用される統一的な手続規定は十分ではありませんでした。

2011年11月23日に公布され、2012年1月1日に施行された「**会社債権の株式化に関する登録管理弁法**」は、国家工商行政管理总局が初めてDESの具体的な手続、条件等を統一的に規定した法令となります。

DESは債権の現物出資に分類することができますが、他の現物出資方法と比べてその内容の不明確さ(実現の不確定さ)等の特徴があることから、本弁法では、DESを実施可能な債権の範囲を、(i)債権者が増資予定の会社に対して契約に基づき有する債権であって、債権者が契約上の義務を既に履行しており、かつ、法律法規・定款の禁止条項にも反しない場合、(ii)確定判決により確認された債権である場合及び(iii)会社が破産再生又は和解期間中であって、人民法院が承認した再生計画又は和解協議書に列記された債権である場合の3種類に限定しており、DESの実施に比較的慎重な姿勢がみられます。

#### 4. 競争法関係

- ① 「**法により届出を行わない経営者集中の調査処理に関する暫定弁法**」(商務部令 2011年第6号、2011年12月30日公布、2012年2月1日施行)
- ② 「**最高人民法院による独占行為により生じた民事紛争案件の審理における法律の適用に関する若干問題についての規定**」(法釈[2012]5号、2012年5月3日公布、同年6月1日施行)

独占禁止法上は事業者集中の届出が必要となる場合であっても届出を行わないケースが多いという現状にかんがみて、競争法の分野では、2012年2月1日から①「**法により届出を行わない経営者集中の調査・処理に関する暫定弁法**」が施行されています。同弁法は、独占禁止法の経営者集中に係る申告義務を懈怠した事業者に対する商務部による調査権限、調査・処理手続の流れや具体的期間等を定めています。たとえば自主的な届出の場合、申告者自ら書面資料を提出し、商務部がそれを審査するという書面審査手法が通常とられますが、同弁法による調査を受けて審査が行われる場合には、商務部が事業者の営業場所への立入調査等の独占禁止法39条に基づく措置を講ずることが可能となる点や、自主的な届出の場合と比べて審査期間が長期になることが想定されている点(初歩審査60日、二次審査180日)等に留意が必要です(同弁法7条1項、8条2項、9条等)。

このほか、競争法に関連した動きとして、経営者の独占行為

により紛争が発生した場合(独占禁止法50条等)における人民法院への民事訴訟提起について定める司法解釈として、②「**最高人民法院による独占行為により生じた民事紛争案件の審理における法律の適用に関する若干問題についての規定**」が2012年6月1日から施行され、かかる民事訴訟における立証責任の分担手続の明確化が図られています。

#### 5. 対中投資資金管理関係

##### (1) 人民元建て投資関連

- ① 「**中国人民銀行による外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通知**」(銀発[2012]165号、2012年6月14日公布、施行)
- ② 「**国外機関の人民元銀行決済口座の開設及び使用に関する問題についての通知**」(銀発[2012]183号、2012年7月26日公布、施行)

2011年の重要法令として紹介した「クロスボーダー人民元直接投資に関する問題に関する商務部の通知」(商資函[2011]第889号)の施行により、外国投資家による人民元建て直接投資が本格的に始動していましたが、資本金の用途に関する制限や人民元建て対外債務に係る手続については明確にされていませんでした。

そこで、2012年6月14日に公布・施行された①「**中国人民銀行による外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通知**」では、(i)人民元建て対中投資に係る各種専用口座(設立準備資金等を振り込む前期費用専用預金口座、人民元建て資本金を振り込む資本金預金口座、人民元で国内企業を買収して外商投資企業を設立する場合における人民元買収専用預金口座及び持分譲渡対価代金の支払いのための人民元持分譲渡専用預金口座等)について、それぞれ口座開設数や資金用途に制限を設けることや、(ii)人民元建て対外債務も外貨建て対外債務と同様に投注差管理の対象となること(但し、人民元建て対外債務については短期対外債務であるか中長期対外債務であるかを問わず発生額管理が実施されるため、短期対外債務であっても返済後の対外債務登記枠の再利用は不可能。)(同通知12条)、(iii)人民元建て対外債務のロールオーバーについて、2回目以降の期間延長は国外借入金総規模に含めることを明確にした点(同通知12条2項)等が注目されます。

ところで、国外企業と国内企業が中国国内において人民元建て貿易代金等の受取り・支払手続を行う場合、国外企業は2010年8月公布の「**国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法**」に基づき中国国内に人民元非居住者口座を開設し、これを利用することが可能ですが、国外企業がさらに当該人民元代金を外貨に転換して自国に送金することは認められていませんでした。

これについて、2012年7月26日公布、同日施行の②「**国  
外機関の人民元銀行決済口座の開設及び使用に関する問  
題についての通知**」は、相応の手續を履行した後であれば、  
人民元非居住者口座資金の外貨転換を認めることを明確に  
規定しました(同通知4条(4)号)。

## (2) 対中直接投資外貨管理

「**国家外貨管理局による直接投資外貨管理政策を更に改善  
し調整することに関する通知**」(匯発[2012]59号、2012年11  
月19日公布、同年12月17日施行)

対中直接投資に関する外国為替手續を大幅に簡易化する  
通知として、2012年11月19日に「**国家外貨管理局による直  
接投資外貨管理政策を更に改善し調整することに関する通  
知**」が公布され、同年12月17日から施行される予定です。

同通知は外国為替取引に関する規制を緩和することで対中  
直接投資を促進する趣旨の通知であり、外国投資家による対  
中直接投資に係る資本項目外国為替手續の多くを簡易化し  
て企業の利便性を高めています。

たとえば、外国投資家に帰属すべき中国国内の未配当利  
益、資本積立金、利益積立金等の再投資時等に必要とされて  
きた認可手續の廃止(同通知2条)、減資、清算所得等の送  
金時の承認手續の簡易化(同通知6条)、外貨資本金の元転  
審査の簡易化(同通知9条)、外貨資本金口座の開設回数や  
異地口座開設の制限の緩和(同通知1条(3)号)等のほか、  
貸付限度額の限定付きながら、国内の外商投資企業による  
国外親会社への融資も解禁しています(同通知8条(2)号)。  
これまでの対中直接投資に際して適用されてきた従来の規制  
を大きく変更する通知であり、今後の運用が非常に注目され  
ます。

## 6. 民事訴訟法

「**中華人民共和國民事訴訟法**」(主席令第59号、2012年8  
月31日公布、2013年1月1日施行)

1991年制定の中国の民事訴訟法は、2007年に再審事由  
の明確化や執行手續の強化に関する一部改正がありました  
が、その利用に関しては、なお多くの課題が指摘されていま  
した。そこで、2010年に改正法案の起草作業が開始され、さら  
なる審議を経て、2012年8月31日に「**中華人民共和國民事  
訴訟法**」が公布され、2013年1月1日から施行される予定で  
す。

改正法には、現代社会における紛争解決の要請に対応する  
形で、①会社関連紛争における会社住所地の法院の土地管  
轄・応訴答弁による応訴管轄の明確化、②社会公共の利益  
の侵害に関する紛争における原告適格の緩和、③証拠の種  
類に電子データを追加するといった改正が見られるほか、④

仮処分的な保全処分制度の導入、⑤担保権実行手續の明確  
化、⑥少額訴訟制度の導入等により紛争解決の実効化を  
図っています。なお、⑦中国に住所を有しない当事者への送  
達方法としてEメール、ファックス等の簡便な方法による送達  
を認める規定が民事訴訟法レベルにおいて置かれたことに  
は、外国企業として注意が必要と思われます。

## 7. 仲裁

「**中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則**」(中国国際貿易促  
進委員会、中国国際商会、2012年2月3日公布、同年5月  
1日施行)

日本企業と中国企業が中国において取引を行う際、紛争発  
生時の仲裁機関として中国国際経済貿易仲裁委員会  
(CIETAC)を選択する例が多くなっていますが、当委員会の準  
拠する「**中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則**」が2012年  
2月3日に改正され、同年5月1日から施行されました。改  
正点は多岐にわたりますが、日本商事仲裁協会(JCAA)等の  
仲裁規則と同様の暫定措置に関する規定の新設(同規則21  
条(2)号)や、準拠法令は当事者が約定していればそれに従  
い、約定がない場合及び約定が強行法規に反する場合は仲  
裁廷が決定する旨の定めが設けられた点(同規則47条(2)  
号)、簡易手續の金額基準が50万人民元から200万人民元  
に引き上げられた点(同規則54条(1)号)等が注目されま  
す。

なお、CIETACの上海分会、華南(深セン)分会が同仲裁規  
則の改正に反発したことにより、2012年8月1日以降、  
CIETAC本部(北京)はCIETAC上海分会及び華南分会への  
業務授權を取り消しております。仲裁機関としてCIETACを選  
択することも少なくない日中間の契約における仲裁条項で  
CIETACのいずれの拠点を仲裁機関として選択すべきかとい  
う観点から、かかるCIETAC本部と上海、華南(深セン)両分  
会の今後の関係については、CIETAC仲裁規則の改正内容  
とともに、引き続き注目されるものと思われます。

## 8. 税務関連

### (1) 第12次5か年計画に基づく増値税改革の開始

① 「**財政部、国家税務総局による『営業税を増値税に変更  
して徴収することの試行案』公布に関する通知**」(財稅  
[2011]110号、2011年11月16日公布、2012年1月1  
日施行)

② 「**財政部・国家税務総局による上海市における交通運  
送業及び一部の現代サービス業の営業税を増値税に  
変更して徴収することの試行に関する通知**」(財稅  
[2011]111号、2011年11月16日公布、2012年1月1  
日施行)

③ 「北京等 8 省市における営業税の増値税への徴収変更試行に係る増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する公告」(国家税務総局公告 2012 年第 38 号、2012 年 8 月 10 日公布、同年 9 月 1 日より順次施行)

税制度に関しては、第 12 次 5 か年計画第 47 章第 3 節が税収に関する法制度の整備、特に増値税の徴収範囲の拡大及び営業税等による税収の削減を規定したことを受け、2011 年 11 月 16 日に①「財政部、国家税務総局による『営業税を増値税に変更して徴収することの試行案』公布に関する通知」及び②「財政部・国家税務総局による上海市における交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税を増値税に変更して徴収することの試行に関する通知」が同時に公布され、2012 年 1 月 1 日から施行されました。

①の通知では、これまで営業税が課されていた一部のサービス業について増値税を課するという増値税改革を段階的に実施するための全体的な方針が改めて示され、②の通知では上記の増値税改革の試行場所を上海市と定め、同市において交通運輸業及び一部の現代サービス業について増値税の徴収を開始する試行案の詳細が定められました。

その後、2012 年 8 月 10 日公布、同年 9 月 1 日より順次施行の③「北京等 8 省市における営業税の増値税への徴収変更試行に係る増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する公告」により、北京市等 8 省市(北京市、江蘇省、安徽省、福建省、広東省、天津市、浙江省及び湖北省)についても交通運輸業及び一部の現代サービス業について増値税の徴収へと変更試行が開始され、試行とはいえ増値税改革が本格的に進み始めました。

## (2) 増値税改革実施に係る具体的規定の発布・施行

増値税改革の試行開始を受けて、改革を支える具体的規定も 2012 年中に多く施行されました。

### (2)-1 増値税の納税者(一般納税者資格認定)

- ④ 「上海市における営業税の増値税への徴収変更試行の増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2011 年第 65 号、2011 年 12 月 2 日公布、2012 年 1 月 1 日施行)
- ⑤ 「営業税の増値税への徴収変更試行の納税者資格認定及び関連管理事項に関する上海市国家税務局、上海市地方税務局の公告」(上海市国家税務局、上海市地方税務局公告 2011 年第 3 号、2011 年 12 月 19 日公布・施行)
- ⑥ 「一般納税者移転の関連増値税問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2011 年第 71 号、2011 年 12 月 9 日公布、2012 年 1 月 1 日施行)

前記(1)①の通知を受けて、上海市は 2011 年 12 月 2 日公布の④「上海市における営業税の増値税への徴収変更試行の増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する国家税務総局の公告」により、課税サービス年度売上高が 500 万人民币を超える者に対して一般納税者資格認定の申請を義務付け、2011 年 12 月 19 日公布・施行の⑤「営業税の増値税への徴収変更試行の納税者認定及び関連管理事項に関する上海市国家税務局、上海市地方税務局の公告」において、その申請のための具体的手続を定めました。

なお、その一般納税者資格認定を受けた者が経営地点を移転して事業を継続する場合の措置については、2011 年 12 月 9 日公布、2012 年 1 月 1 日施行の⑥「一般納税者移転の関連増値税問題に関する国家税務総局の公告」が、転入地において同資格を留保するための手続等について規定しており、これによりいったん申請した後の手続は簡略化されることが分かります。

### (2)-2 増値税改革における制度移行期間中の処理について

- ⑦ 「交通運輸業及び一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への徴収変更試行の若干税収政策に関する財務部、国家税務総局の通達」(財稅[2011]133 号、2011 年 12 月 29 日公布・施行)
- ⑧ 「一般納税者による自身が使用済みの固定資産の販売の増値税関連問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2012 年第 1 号、2012 年 1 月 6 日公布、同年 2 月 1 日施行)

交通運輸業及び一部の現代サービス業について増値税徴収へと転換するにあたり、制度の移行期間中の処理についての規定もいくつか施行されました。

たとえば 2011 年 12 月 29 日公布・施行の⑦「交通運輸業及び一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への徴収変更試行の若干税収政策に関する財務部、国家税務総局の通達」がその税額の計算方法、年度を跨いだ場合の対応及び増値税源泉徴収時の適用税率、2011 年 12 月 31 日以前に購入又は製造した固定資産の販売時の処理等について定めています。他方、2012 年 2 月 1 日以降の一般納税者による使用済み固定資産(納税者が財務会計制度に基づき既に減価償却した固定資産)の販売に関しては、2012 年 2 月 1 日施行の⑧「一般納税者による自身が使用済みの固定資産の販売の増値税関連問題に関する国家税務総局の公告」により、同日以前にまだ徴税がなされていない場合、4%の税率に基づき増値税が半減して徴収される(4%)こととなりました。

## (2)-3 増値税申告調整について

- ⑨ 「増値税納税申告調整の関連事項に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2011 年第 66 号、2011 年 12 月 2 日公布、2012 年 1 月 1 日施行)
- ⑩ 「増値税納税申告調整の事項に関する上海市国家税務局、上海市地方税務局の公告」(上海市国家税務局、上海市地方税務局公告 2011 年第 5 号、2011 年 12 月 19 日公布・施行)

増値税の納税申告については、2011 年 12 月 2 日公布、2012 年 1 月 1 日施行の⑨「増値税納税申告調整の関連事項に関する国家税務総局の公告」が増値税納税申告書の記載方法等を定め、特に上海市においては 2011 年 12 月 19 日公布・施行の⑩「増値税納税申告調整の事項に関する上海市国家税務局、上海市地方税務局の公告」が上海市の増値税納税者の納税申告に係る必要資料や手続等の詳細を定めています。

## (2)-4 増値税ゼロ税率及び免税政策の適用

- ⑪ 「財政部、国家税務総局による課税サービスの増値税ゼロ税率及び徴収免除の適用政策に関する通知」(財稅[2011]131 号、2011 年 12 月 29 日公布、2012 年 1 月 1 日施行)
- ⑫ 「営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免除・控除・還付管理弁法(暫定)」の配布に関する公告」(国家税務総局 2012 年第 13 号、2012 年 4 月 5 日公布、同年 1 月 1 日施行)

また、前記(1)①及び②の通知においても言及されていた増値税のゼロ税率又は免除が適用される具体的なサービスについては、2012 年 1 月 1 日施行の⑪「財政部、国家税務総局による課税サービスの増値税ゼロ税率及び徴収免除の適用政策に関する通知」において規定され、ゼロ税率を適用する場合の月毎の免除・控除・還付の計算方式及び手続については、2012 年 1 月 1 日施行(公布日は同年 4 月 5 日)の⑫「営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免除・控除・還付管理弁法(暫定)」の配布に関する公告」において具体的に定められま

した。

なおゼロ税率と免税はいずれも増値税課税を免除される点は同様ですが、ゼロ税率の場合は免除に加えて仕入れ増値税の還付が受けられるという点に違いがあります。⑫の通知では、ゼロ税率課税サービスの提供者が国家輸出還付税金を詐取した場合については、その輸出還付権の停止やその間に発生したゼロ税率課税サービスの申告の禁止(増値税の納付)等の制裁規定も設けられている点に留意が必要です。

以上概観した通り、今年も実務的に重要な立法が相次いでおり、来年の動向が引き続き注目されます。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所の中国プラクティスグループの連絡先)

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

(北京事務所の連絡先)

〒100025 北京市朝阳区建国路 81 号 華貿中心 1 号写字楼 17 層 06 号

TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristsoverseas.cn